

## **〔事案 2024-237〕 入院給付金等支払請求**

・令和 8 年 5 月 26 日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 5 年 7 月に転倒により入院し（入院①）、令和 6 年 2 月にも転倒により入院したため（入院②）、令和 3 年に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したが、入院①・②は約款に定める入院に該当せず、入院①は免責事由にも該当するとして、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 入院①に至ったのは、監督を務める少年野球チームの練習中に転倒し、ボールを入れているコンテナの角に腰を強打して運転や仕事、生活ができなくなったためであった。
- (2) MRI 検査の結果、ひどくぶつけた所が確認されており、体が動かなかったため車いすで来院し、主治医の判断で入院することになった。
- (3) 常に医師の管理下に置かれるような入院など、どこの病院でも実施されていない。入院①の間は、医師が 1 日に 1 回診に来るぐらいであり、自分は動けないため、入院①で行われた治療が投薬、リハビリおよび安静治療であったのは当然である。
- (4) 入院②も入院①と事情は同様である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院①は、主治医によれば、申立人に X 線検査と MRI 検査を行ったところ、画像上は、圧迫骨折は確認できず、特に異常は認められなかった。主治医の指示・指導ではなく、申立人の希望によって入院することになった。入院①の期間中には、特段の治療はなく、安静・投薬・リハビリのみが行われ、退院日は主治医の指示ではなく申立人の希望によって決定された。
- (2) 入院②は、主治医によれば、申立人に入院を要するような症状はなかったが、申立人から入院の訴えが強かったため、主治医が許可して入院に至った。
- (3) 入院②の期間中の治療内容は、疼痛コントロールとリハビリのみで、申立人は入院から僅か 2 日後の時点で既に自室からリハビリ室まで歩行可能な状況であり、その翌日には申立人の疼痛コントロールがつけば、いつでも退院可能と判断されていた。その後、申立人から腰痛の訴えがなくなったが、申立人の希望のみで退院日が決定された。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各入院の事情や医療経過等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 主治医の回答書や、第三者の専門医の意見から、入院②のうち、入院 7 日目以降の期間については約款に定める入院には該当しないものと解される一方で、入院 1 日目から入浴が自立した 6 日目までの期間については、約款に定める入院に該当するとの明確な判断まではできないものの、その余地があるものと解される。